

付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

令和 8 年 3 月 23 日

薩摩川内市議会産業建設委員会
委員長 宮 里 兼 実

1 委員会の開催日

3 月 12 日

2 付託事件及び審査結果

- (1) 議案第 32 号 薩摩川内市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (2) 議案第 33 号 樋脇サンヘルスパーク及び薩摩川内市樋脇 B & G 海洋センターの指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (3) 議案第 34 号 薩摩川内市企業立地支援条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (4) 議案第 35 号 薩摩川内市入来工業団地利活用促進条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (5) 議案第 36 号 市道路線の廃止及び認定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (6) 議案第 39 号 永利運動広場の指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (7) 議案第 40 号 藤本滝公園の指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (8) 議案第 41 号 里農村公園の指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (9) 議案第 42 号 山田農村公園の指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (10) 議案第 44 号 矢立農村公園「せせらぎの里」の指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (11) 議案第 45 号 桜渡農村公園の指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (12) 議案第 47 号 薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (13) 議案第 48 号 薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (14) 議案第 5 1 号 令和 7 年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別
会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (15) 議案第 5 2 号 令和 7 年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別
会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (16) 議案第 5 3 号 令和 7 年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特
別会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (17) 議案第 6 0 号 令和 8 年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別
会計予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (18) 議案第 6 1 号 令和 8 年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別
会計予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (19) 議案第 6 2 号 令和 8 年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特
別会計予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (20) 議案第 9 0 号 薩摩川内市定住促進に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

3 所管事務の調査結果

各課所の事務について所管事務調査を行った。なお、調査の過程において、道路・河川愛護運動の取組については、アンケート調査の結果、多くの自治会が継続の意思を示した一方で、一部の自治会では高齢化等により実施が困難になってきている実態があることから、行政がサポートする旨を発信するとともに、相談窓口などについても分かりやすい周知に努められたい旨の意見が述べられた。

付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

令和 8 年 3 月 2 3 日

薩摩川内市議会産業建設委員会
委員長 宮 里 兼 実

1 委員会を開催日

3 月 1 2 日

2 付託事件及び審査結果

- ・ 議案第 3 7 号 久見崎公園の指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

令和 8 年 3 月 2 3 日

薩摩川内市議会産業建設委員会
委員長 宮 里 兼 実

1 委員会の開催日

3 月 1 2 日

2 付託事件及び審査結果

- ・ 議案第 3 8 号 大原野池公園の指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

令和 8 年 3 月 2 3 日

薩摩川内市議会産業建設委員会
委員長 宮 里 兼 実

1 委員会の開催日

3 月 1 2 日

2 付託事件及び審査結果

- ・ 議案第 4 3 号 東郷藤川ふれあい交流公園の指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

令和 8 年 3 月 23 日

薩摩川内市議会産業建設委員会
委員長 宮 里 兼 実

1 委員会の開催日

3 月 12 日

2 付託事件及び審査結果

- ・ 議案第 46 号 薩摩川内市薩摩高城駅ポケットパーク施設の指定管理者の
指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

令和 8 年 3 月 23 日

薩摩川内市議会産業建設委員会
委員長 宮 里 兼 実

1 委員会の開催日

3 月 12 日

2 付託事件及び審査結果

(1) 議案第 49 号 令和 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(2) 議案第 58 号 令和 8 年度薩摩川内市一般会計予算のうち本委員会付託分

本案については、「川内港背後地における国内最大級の AI データセンターの構想は、産業振興の可能性がある一方で、電力需要の急増と地域エネルギーへの影響、用水・排熱問題、地域経済への波及効果、災害時の安全対策などの具体的な説明がない。また、河川改修や港湾整備などの大型インフラ事業が進められる一方で、物価高騰への抜本的な対策、公共交通の維持といった市民生活に直結する課題に対し、その取組が見えにくい」という旨の反対討論が述べられ、採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。